

第3部 災害応急対策計画

第1章 原子力災害に係る情報の共有

第1節 災害情報等の収集・連絡

1 国(外務省、南関東防衛局)からの通報

- ◆原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合、国(外務省、南関東防衛局)は、米国政府からその状況に関して通報を受ける。
- ◆国(外務省、南関東防衛局)は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合、県及び本市に連絡する。
- ◆市長室は、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係する指定地方行政機関に連絡するとともに、放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動を実施し、災害対策本部を設置する。

2 米海軍基地からの通報

市長室は、国のマニュアル又は「在日米海軍との防災協定」に基づき米海軍基地から原子力艦に係る通報を受けた場合、国、県その他関係機関に連絡するとともに、災害対策本部の設置について協議する。

3 国のモニタリングポスト等で原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある数値を検出した場合

- ◆国のモニタリングポスト又はモニタリングボートの空間放射線量率又は海水中の放射線計数率(以下「モニタリング値」という。)が警報値^{注1}に達した場合、本市はモニタリング強化について支援し事象の把握に努める。
- ◆モニタリング強化の結果、警報値に達した原因が原子力艦に起因する可能性が高いと判断された場合は、警戒配備体制について協議するとともに、直ちに国(外務省、南関東防衛局等)及び県に連絡する。
- ◆連絡を受けた国(外務省)は状況を確認し、その結果を南関東防衛局、県及び本市に連絡する。
- ◆モニタリング値が通報基準に達した原因が、原子力艦に起因する可能性が高いと判断された場合は、放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動を実施し、災害対策本部を設置する。

4 県内で震度6弱以上の地震の発生又は沿岸において大津波警報の発表があった場合

- ◆内閣府(防災担当)は直ちに外務省を通じて、米国政府から原子力艦の状況について情報収集を行うこととなっており、その内容は本市にも提供される。

注1 警報値

「原子力艦放射能調査について」および「原子力艦放射能調査実施要領」で定める警報値をいい、モニタリングポスト又はモニタリングボートの空間放射線量率が毎時100ナノグレイ(NaI(Tl)シンチレーション検出器の場合)又は、海水中の放射線計数率が50cps(3インチΦ×3インチNaI(Tl)検出器の場合)とする。

第2節 放射性物質又は放射線による影響の早期把握のための活動

1 原子力艦の原子力災害が発生した場合の対応

- ◆市長室は、原子力艦の原子力災害のおそれがあるとの通報を受けた場合又は発生したとの通報を受けた場合、あるいはモニタリング値が通報基準に達した場合に国が横須賀港周辺で行う緊急時モニタリングについて、「原子力艦放射能調査について」に基づき県とともに協力する。
- ◆各機関が実施した緊急時モニタリング結果は、内閣府がとりまとめ本市等に連絡する。

2 緊急時モニタリングの実施にはいたらない状況の場合の対応

「原子力艦放射能調査について」に基づく緊急時モニタリングの実施を要しない状況下では、国（原子力規制委員会）は、必要に応じて通常時より巡視等を強化するなどモニタリングの強化を実施する。

第3節 原子力艦の原子力災害発生後の応急対策活動状況等の連絡

- ◆国は、原子力艦の原子力災害に関する通報を受け、必要と認めた場合、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を設置し、関係省庁の行う初動についての調整を行う。
また、本市にも必要に応じて、現地原子力艦事故対策連絡会議を設置し、原子力艦の原子力災害の概要等について関係機関の情報共有を図る。
- ◆内閣総理大臣からの指示があった場合は、国は直ちに非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、非常災害対策本部会議又は緊急災害対策本部会議を開催するとともに、必要に応じて現地対策本部合同会議を開催する。
- ◆市長室は、県、指定地方公共機関及び在日米海軍等との相互連絡を密にし、自ら行う応急対策活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等について、県及び関係指定行政機関を通じて、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部等に連絡する。

第4節 米国政府との安全確保措置に関する協議についての確認

国のマニュアルには、内閣府（防災担当）（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されている場合には、当該政府本部）は、外務省を通じて米国政府との間で、原子力艦の移動の選択肢を含む住民の安全確保のために必要な措置について協議を開始するとあるので、市長室は、この状況についても適宜確認する。

第2章 本市の応急活動体制

第1節 警戒配備体制の確立（災害警戒本部の設置）

市長室は、災害対策本部の設置基準にいたらないが、原子力艦の災害の発生のおそれがあり警戒が必要と認める場合は、状況に応じて警戒配備体制をとる。

1 災害警戒本部の設置

（1）災害警戒本部の設置基準

警戒配備体制をとることが必要と市長が認めた場合。

（2）設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、副市長が職務を代理する。また、市長、副市長が不在時は市長室長を、市長室長が不在時は危機管理課長をもって充てる。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合は、市長室はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

（1）災害警戒本部の構成員

区 分	指名職員	概 要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

（2）運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。 なお、緊急性を要する事項については、事前に市長室に報告するものとする。
被害情報の共有	市長室は、被害状況に関する情報などをとりまとめ、警戒本部員会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 動員配備体制

各部局長は、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。

※災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画に基づき実施する。

5 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、原子力艦の事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなったと認められる場合は、災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

6 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第2節 災害対策本部の設置

1 設置基準

◆災害対策本部は、次の基準のいずれかの場合に設置する。

- ① 国（外務省、南関東防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があった場合
- ② 国のモニタリングポスト等のモニタリング値が通報基準に達した場合
- ③ 米海軍基地からの通報（平成9年3月31日 日米合同委員会合意又は在日米海軍との防災協定）を受けた場合であって市長が必要と認める場合
- ④ 内閣総理大臣が非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置した場合
- ⑤ 大規模な原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ⑥ その他、市長が必要と認める場合

◆市長不在時において前基準における③又は⑥を行う者は副市長とし、副市長不在の時は、市長室長をもって充てる。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、本市の各行政組織の事務分掌規則に定める業務を基準として、災害に即応できる組織構成とする。

また、災害発生後に時間の経過とともに変化する応急対策に対応できる組織とする。

(1) 災害対策本部の組織・事務

災害対策本部の組織・事務は、災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

(2) 災害対策本部長の職務代理

災害対策本部長（市長）不在時は、副市長が職務を代理する。また、市長、副市長が不在時は市長室長を、市長室長が不在時は危機管理課長をもって充てる。

(3) 防災関係機関との関係強化

被害情報の共有化を図り、調整のとれた迅速な応急対策を実施するため、必要に応じて災害対策本部に自衛隊、ライフライン等防災関係機関の参加を要請する。

(4) 県現地対策本部との連携

県災害対策本部設置にいたらない災害で、応急対策上必要と認めるとき、知事が現地対策本部を設置することとなっているが、市だけでは対応が困難な災害が発生した場合、その現地対策本部に応援を要請する。

4 災害対策本部員会議

災害対策本部を設置した場合は、災害応急対策の基本方針等を決定する機関として、災害対策本部員会議を開催する。

(1) 災害対策本部員会議の構成

災害対策本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長及び全対策部長で構成される。

(2) 防災関係機関への出席要請

災害対策本部員会議には、必要に応じて自衛隊、ライフライン等防災関係機関の出席を要請する。

5 動員配備体制

各部局長は、配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容		配備職員数の基準
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員（※）

※災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画に基づき実施する。

6 配備指令区分

区 分	配 置 基 準	配 備 内 容
1号配備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国（外務省、南関東防衛局）から原子力艦の原子力災害の発生のおそれ又は発生に関して連絡があった場合 (2) 敷地境界付近の放射線量率として、毎時5マイクロシーベルト以上が検出され、原子力艦によるものと確認された場合 (3) 米海軍基地から通報を受けた場合であって市長が必要と認める場合 (4) その他、市長が必要と認める場合 	あらかじめ指名している職員を指定した場所又は勤務場所に配備
2号配備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 内閣総理大臣が非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置した場合 (2) 敷地境界付近の放射線量率として、毎時5マイクロシーベルト以上（2地点以上又は10分間以上継続）が検出され、原子力艦によるものと確認された場合 (3) その他、市長が必要と認める場合 	あらかじめ指名している職員を指定した場所又は勤務場所に配備
3号配備	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模な原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) その他、市長が必要と認める場合 	全職員を指定した場所又は勤務場所に配備

7 各部の主な業務

各部が実施する業務は、本市災害対策本部組織要綱に定める業務を基本とするが、原子力災害特有の状況に対応するため、関係する対策部は次に掲げる対策もあわせて実施するものとする。

対策部名		業 務 内 容
総合対策部	対策調整班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の運営に関する事 ② 本部長の指示、命令等の伝達に関する事 ③ 県及び関係機関との連絡調整に関する事 ④ 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関する事 ⑤ 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関する事 ⑥ 職員への食料等の支給に関する事 ⑦ 職員の時間外勤務等に関する事 ⑧ 他の公共団体職員の応援要請に関する事 ⑨ 各対策部等との連絡調整に関する事 ⑩ 被害の状況の記録に関する事
	情報整理・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民からの通報に関する事 ② 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事 ③ 被害状況等の集計、報告に関する事
	広報班	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における広報に関する事 ② 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関する事 ③ 報道機関との連絡に関する事 ④ オフサイトセンターの運営支援に関する事
	モニタリング班	<ul style="list-style-type: none"> ① 大気、水質、土壌等に係る環境監視及び調査に関する事
	物資調整班	<ul style="list-style-type: none"> ① 物資などの調達・調整・供給に関する事 ② 車両、資機材などの調達・管理に関する事
	罹災証明総括班	<ul style="list-style-type: none"> ① 被害の認定等の総合調整に関する事 ② 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
	避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難施設の開設に関する事 ② 避難所運営の支援に関する事 ③ 避難者の支援に関する事
地域支援対策部	<ul style="list-style-type: none"> ① 管内町内会、自治会等と事故情報等の連絡、調整に関する事 ② 各行政センターへの災害情報の伝達等の調整に関する事 ③ 地区対策部に関わる総合対策部との連携・調整に関する事 	

対策部名	業 務 内 容
健康対策部	① 医師会、原子力災害医療機関、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームとの連絡、調整に関する事 ② 医療救護本部及び地域医療救護所の運営に関する事 ③ 患者数、医療情報等の集約に関する事 ④ 安定ヨウ素剤の配布、服用の指示に関する事 ⑤ 原子力災害による健康対策及び健康相談に関する事 ⑥ 汚染飲食物の対策に関する事 ⑦ 被ばく者の医療活動に関する事 ⑧ オフサイトセンターの運営支援に関する事
福祉こども対策部	① 園児・児童の安全対策に関する事
経済対策部	① 漁業関係機関への対応に関する事 ② 周辺商工業施設への対応に関する事 ③ 農・水産物の原子力災害対策（風評被害対策を含む）に関する事
建設対策部	① 道路等の交通規制（県警と連携）に関する事
港湾対策部	① 港湾施設の原子力災害対策に関する事
上下水道対策部	① 上下水道施設及び水道水の原子力災害対策に関する事
消防対策部	① 警戒区域の設定に関する事 ② 防御活動に必要な放射線測定の実施及び緊急時モニタリング支援に関する事 ③ 周辺住民等への災害広報活動及び避難誘導に関する事 ④ オフサイトセンターの運営支援に関する事
教育対策部	① 児童生徒の避難誘導及び健康被害把握に関する事
地区対策部	① 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関する事

第3節 災害対策本部の廃止

- ① 原子力艦の原子力事故において、国の非常災害対策本部等が廃止されたとき、又は事故が終結し、災害応急対策が完了又は対策の必要性がなくなったと市長が認める場合には災害対策本部を廃止する。
- ② 市長は災害対策本部を廃止した場合は、直ちに県知事及び関係機関に連絡するとともに、災害対策本部の廃止を市民に周知するため、報道機関等を通じて発表する。
- ③ 災害対策本部の廃止後、引き続き災害対策の実施が必要な場合、災害対策本部に準じてその対策を実施するものとする。

第3章 国等と連携した活動

第1節 国の体制

国のマニュアルでは、原子力艦の原子力災害が発生した場合に、事態の状況に応じて、関係省庁原子力艦事故対策連絡会議、非常災害対策本部、緊急災害対策本部を設置することとなっており、これらが設置される際にはそれぞれ現地組織も設置されることとなっている。

また、非常災害現地災害対策本部長又は緊急災害現地災害対策本部長は、国、関係地方公共団体が実施する災害応急対策に関する相互の連携強化を図るために必要があると認める場合には、関係地方公共団体と共同して、現地対策本部合同会議を開催することができるかとされている。

第2節 現地原子力艦事故対策連絡会議への参加

本市は、国が開催する現地原子力艦事故対策連絡会議に、職員を出席させ、本市が行う応急対策の状況等について随時報告し、情報共有を行う。

第3節 非常災害対策本部会議等への職員の派遣

本市は、国が開催する非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（各現地本部会議を含む）に職員の出席を求められた場合には、職員を派遣する。

第4節 現地対策本部合同会議への参加

- ◆本市は、国の非常災害現地対策本部長又は緊急災害現地対策本部長が、国、県及び市が実施する災害応急対策に関する相互の連携強化を図るために開催する現地対策本部合同会議に参加する。
- ◆現地対策本部合同会議では、次の事項について審議する。
 - ① 重要事項の調整
 - ・各機関が実施する応急対策の総合調整
 - ・米国政府への要請事項
 - ・避難等の実施及び実施範囲の変更
 - ・安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び服用すべき時期
 - ・その他
 - ② 情報共有、連携強化のための調整
 - ・応急対策に関する方針等の決定事項の各機関への連絡
 - ・報道発表内容の確認
 - ・その他

第5節 国等の職員及び専門家の派遣

- ◆総合対策部は、必要に応じて原子力災害の応急対応についての専門家の助言・指導を得るため、国に対して専門家及び専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第4章 応援要請

第1節 神奈川県、国

1 神奈川県知事に対する要請

- ① 総合対策部は、災害対策基本法第30条に基づき、職員の派遣について斡旋を求める。
- ② 総合対策部は、災害対策基本法第68条に基づき、本市の災害に係る応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。
- ③ 総合対策部は、各機関の長に対する次の事項の実施依頼についての要請をする。
 - ・ 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求（警察法第60条）の要請
 - ・ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）（消防組織法第44条第3項）

2 行政機関、指定地方行政機関の長に対する要請

- ① 総合対策部は、災害対策基本法第29条第2項の規定により、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員（専門家又は専門的知識を有する職員を含む。）の派遣を要請し、また、災害対策基本法第30条第1項の規定により、知事に対し指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
- ② 総合対策部は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

第2節 自衛隊の派遣

1 要請による派遣

- ◆ 人命救助・救護に関すること、財産の保護に関すること等で、事態がやむを得ない場合について、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、市長は県知事に対し災害派遣の要求を行う。県知事はこの要求を受けて、自衛隊にその内容を伝え、要請を行う。この場合、必要に応じて、その旨及び本市の地域に係る災害の状況を防衛大臣、地域担任部隊等の長に通知する。なお、市長はこの通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。
- ◆ 災害派遣要請は、神奈川県の「自衛隊応援要請マニュアル」に従い文書で行うが、事態が急を要するときは、口頭又は電話等をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

2 要請によらない派遣

- ◆ 市長は、県知事の自衛隊への派遣要請が連絡不能で要求できない場合には、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、直接防衛省又は地域担当部隊等の長に被害の状況などを通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には自主派遣を行う。
なお、市長は、この通知をした時は、速やかにその旨を県知事に通知する。
- ◆ 自衛隊は、この通知を受けた場合や、急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、要請を待たずに部隊を派遣する場合がある。

第3節 他市町村

総合対策部は、三浦半島地域の3市1町に対して、「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。また、消防局は、消防組織法第39条の規定による消防相互応援協定に基づき、他市町村に応援を要請する。

第4節 協定締結都市

神奈川県全域が壊滅的な災害を受けた場合を考慮し、県外の自治体（埼玉県川口市、千葉県船橋市、愛知県豊橋市）や、全国の中核市（中核市災害相互応援協定）とも相互応援に関する協定を締結している。総合対策部は、こうした相互応援協定に基づいて応援要請を行う。

なお、災害による通信機能の途絶等が発生した場合、応援要請を待たずに協定都市が自らの判断等で応援出動する場合がある。

第5章 防災業務関係者の安全確保

第1節 防災業務関係者の安全確保

1 防災業務関係者の安全対策

◆総合対策部は、緊急時モニタリング、避難誘導、救出・救護、立入制限、医療救護活動等各種災害応急対策に従事するもの（以下「防災業務関係者」という。）が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。

また、防災業務関係者の安全確保のため、現地対策本部合同会議等の場を活用して相互に密接な情報交換を行う。

◆総合対策部は、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

2 防災業務関係者の放射線防護

◆防災業務関係者の放射線防護については、放射線業務従事者に対する緊急作業時における線量限度を参考とするが、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努める。

◆被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、第3部第4章第1節により県を通じて国等に対し、被ばく管理のための要員の派遣等を要請する。

第2節 防護対策

◆総合対策部は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、個人線量計等の防護資機材及び安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるものとする。

◆総合対策部は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、個人線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

第6章 屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等の防護活動

第1節 避難・退避措置

放射性物質の放出に伴う被ばくから住民等を防護するため、状況に応じて「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。

第2節 避難勧告・指示

1 避難等の勧告・指示

(1) 国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置前に行う避難等の勧告・指示

◆総合対策部は、モニタリング値が原子力艦による原子力災害に係る緊急事態発生の判断基準に達し、屋内退避等が必要と認められ、かつ国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置前の場合においては、国のマニュアルを参考に、住民等に対して屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

◆総合対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等に関して必要な指導・助言を内閣府から得る。

◆避難等の勧告・指示を行う場合は、原子力災害対策指針を参考に以下のことに留意する。

- ・高齢者、障害者、乳幼児、児童など避難の実施に時間がかかる要配慮者の避難については、より早期の準備開始や実施に留意する。
- ・病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が高いコンクリート建屋での屋内退避が有効であることに留意する。

(2) 国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置後に行う避難等の勧告・指示

◆国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部設置後にモニタリング値が判断基準に達した場合は、国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部からの指導・助言に基づいて、市長は、屋内退避または避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

◆国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部は、本市が行った屋内退避または避難のための立ち退きの勧告又は指示等について、モニタリング結果等を踏まえて範囲の変更について指導・助言を行う。

◆国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部は、これらの指導・助言に関連し、応急対応範囲外での対応や、運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の実施については、原子力災害対策指針に準じて行う。

◆国の非常災害対策本部又は緊急災害対策本部からの指導・助言については、原則として現地対策本部合同会議において行われる。

(3) 避難等の勧告・指示を行った場合の対応

◆総合対策部及び消防対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するとともに、住民等の避難誘導に当たっては、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、総合対策部は、これらの情報について、非常災害現地対策本部等及び県などに対して情報提供する。

2 避難等の勧告・指示の内容

屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行う場合は、原則として次の内容を明示して行う。

- ① 避難等を要する理由
- ② 避難勧告・指示等の対象地域
- ③ 避難先や避難退域時検査の場所
- ④ 避難経路
- ⑤ 注意事項

3 住民等への周知

◆総合対策部及び消防対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告や指示を行った場合、防災行政無線や広報車等による災害広報により、住民等への周知を実施する。また、避難等の必要がなくなった場合も同様とする。

◆総合対策部及び消防対策部は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、戸別訪問や避難所における確認等により、住民の避難状況を確認する。

◆県警察は、市長が避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示を出した場合は、住民等に対して避難のための立ち退き又は屋内への退避の指示を行う。また、警察官職務執行法第4条に基づいた措置をおこなった場合は、その旨を県公安委員会に報告する。

◆防護対策が必要な区域内に所在する小・中・高等学校、保育園、幼稚園又はこれらに準ずる施設に対しては、避難指示等が迅速かつ的確に伝達されるよう特に配慮する。

4 知事等への報告

総合対策部は、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、速やかに国の非常（緊急）災害対策本部長及び知事に報告する。また、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告・指示の解除を行った場合も同様とする。

第3節 避難誘導・移送

1 避難誘導

- ① 避難誘導は消防、消防団、警察が連携して実施するものとする。
- ② 学校、社会福祉施設等においては各施設の管理者が避難誘導を行う。
- ③ 避難は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童などの要配慮者を優先し、一般を次順位とする。特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童の避難所での健康状態の把握等に努める。また、外国人及び一時滞在者にも十分配慮するものとする。
- ④ 避難誘導を行う際には、避難経路の安全を確認する。
- ⑤ 避難に際しては、自主防災組織又は近隣で互いに助け合い、集団行動をとるよう指導する。
- ⑥ 避難に際しては、避難地での混乱及び危険を避けるために携行品は貴重品、応急食料等必要最小限とするよう指導する。
- ⑦ 避難に際しては、避難者の放射性物質や放射線による被ばくを最小限とするため、装備等について指導する。

2 移送

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両などにより移送する。

3 避難の際の住民等に対する避難退域時検査の実施

本市は、県、その他関係機関と連携し住民等が避難区域等から避難した後に、住民等の避難退域時検査及び除染を行う。

第4節 避難所の開設

1 応急避難所の開設

- ◆避難勧告・指示が出された場合には、総合対策部が当該応急避難所の安全性を確認した後、学校長等施設管理者と協議を行い開設することとする。
- ◆避難所の開設・運営にあたっては、プライバシーの確保、更衣室及びトイレの設置、物資の確保等に関し、男女双方の視点に配慮する。

2 要配慮者への配慮

本市は、避難所での生活に関し、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者並びに男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するものとする。

特に、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童の避難所での健康状態の把握等に努める。

第5節 安定ヨウ素剤の服用等

1 安定ヨウ素剤の服用指示

- ◆第3章第4節に記載のとおり、現地対策本部合同会議において、安定ヨウ素剤の予防服用の実施及び服用すべき時期について審議される。なお、この審議を待つ間がない場合、本市は、原子力災害対策指針を踏まえて服用すべき時期を決定する。
- ◆県及び健康対策部は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。
- ◆服用は、医師等の医療関係者の指導監督のもと行うこととする。
- ◆服用は、避難等を行う区域内の全住民等を対象とし、1回の服用を原則とする。
- ◆2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

2 安定ヨウ素剤の搬送・配布等

- ◆健康対策部は、県警察等の協力を得て、保管場所から迅速に配布予定場所に安定ヨウ素剤を搬送する（必要に応じて、市民対策部は、搬送支援を行う。）
- ◆安定ヨウ素剤の配布にあたっては、服用説明書を添付するとともに、配布先、配布数量、回収等の記録を行う。

第6節 飲料水・飲食物の摂取制限

総合対策部、健康対策部、上下水道対策部は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言又は指示に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置、汚染飲食物の摂取制限等、必要な措置を講じる。

第7節 農畜水産物の採取及び出荷制限

経済対策部は、緊急時モニタリングの結果、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言又は指示に基づき、又は独自の判断により農畜水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に対し、汚染農畜水産物等の採取、漁獲の禁止、出荷制限等、必要な措置を講じる。

第8節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給

経済対策部、上下水道対策部は、被災者の生活の維持のために必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等の生活必需物資等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人その他のいわゆる要配慮者のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

なお、供給すべき物資が不足し、調達する必要がある時は、本市は、原子力災害対策本部に物資の調達を要請する。

第7章 医療救護活動

1 医療救護本部の設置

健康対策部は、救護班の編成及び派遣、搬送の要請等、医療救護活動の窓口となる医療救護本部を設置する。

2 医療救護本部の業務内容

医療救護本部は、横須賀市医師会災害対策本部と連携して次の活動を行う。

(1) 医療救護所の設置

- ① 健康対策部は、避難を実施するために開設した応急避難所に医療救護所を設置する。なお、医療救護所の設置・運営にあたっては、避難者の二次被ばくの防止や、プライバシーの確保など男女双方の視点に配慮する。
- ② 医療救護所の設置に必要な医療スタッフは、横須賀市医師会及び横須賀市歯科医師会が手配し、その他の人員及び機材の手配は、健康対策部が行う。
- ③ 横須賀市医師会会員が医療救護活動を行う医療救護所の運営管理は、健康対策部が横須賀市医師会等と連携し行う。

(2) 被災地外からの支援医療スタッフなどの配置調整

健康対策部は、被災状況に合わせた医療救護体制整備のために、被災地外からの支援医療スタッフなどの支援要請と配置調整を行う。

(3) 県等への要請

- ① 市が設置する医療救護所では対応しきれない場合は、災害対策本部長は県及び神奈川県医師会に対して救護班の派遣及び救護所の設置を要請する。
- ② 医療救護所において行われる汚染検査、除染等の処置の結果により、被ばくしたと推定されるものについては、精密な医学的診断、放射能汚染の測定、正確な被ばく線量の測定、除染等を実施する必要がある。
健康対策部は、一次医療機関である市民病院と横須賀共済病院での対応が困難な場合は、県が整備する県指定原子力災害医療機関である北里大学病院への搬送の調整を県医療救護本部へ要請する。
- ③ 健康対策部は、被ばくの状況に応じ、直接国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所への搬送が適当と推定されるものについては、県に対し消防庁、自衛隊等への搬送の要請を依頼する。

3 医療救護所での緊急医療等

(1) 放射性物質汚染者のふるい分けの実施

健康対策部は、多数の住民等に放射性物質による汚染の検査、及びこれに伴う医学検査を必要とする事態が生じた場合、医療救護所において放射性物質汚染者のふるい分け（以下「避難退域時検査」という。）を実施する。

(2) 応急除染の実施

健康対策部は、1次避難退域時検査の結果、判断基準以上の放射性物質による汚染が認められるものについては、直ちに応急除染を行い、被ばく医療機関に移送する。

(3) 一般傷病者への対応

応急処置後、症状に応じ必要な治療を実施するため一般医療機関へ搬送する。

4 医療機関における初期被ばく医療

市民病院及び横須賀共済病院は、医療救護所等や原子力艦から搬送されてくる被ばく患者の診療を行う。

5 国への要請

- ◆健康対策部は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。
- ◆健康対策部は、必要と認めるときは、国の現地対策本部に対し、国立研究開発法人放射線医学総合研究所等の職員で構成される原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チームの派遣要請を行い、同チームの指導と協力のもと、医療救護活動を行う。

第8章 災害広報

第1節 広報活動の実施

1 関係機関が連携した広報活動の実施

- ◆市、県、その他関係機関は、国と連携して、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等の特殊性を勘案し、放射性物質又は放射線の異常放出により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における周辺住民等の心理的動揺又は混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り低減するため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。
- ◆総合対策部、消防対策部は、広報に当たっては、利用可能な様々な広報手段を活用し、繰り返し広報するように努める。さらに、国や県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な広報を行う。
- ◆国の非常災害対策本部等を通じて発表された内容について広報活動を行う。

2 要配慮者への配慮

広報に当たっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に十分配慮するものとする。

第2節 広報事項、手段

1 広報内容等

広報を必要とする内容はおおむね次のものとするが、周辺住民のニーズを十分に把握し、迅速に正確な情報提供を行う。

広 報 事 項	広 報 手 段
<ul style="list-style-type: none"> ① 事故等が生じた施設名又は発生場所、及び発生時刻 ② 事故等の状況及び今後の予測 ③ 被害状況と応急対策の実施状況 ④ 屋内退避や避難の必要性の有無 ⑤ 市民のとるべき措置及び注意事項 ⑥ 避難所の設置及び安否情報 ⑦ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況 ⑧ ライフラインの状況 ⑨ 緊急時モニタリングの結果 ⑩ 医療救護活動の実施状況 ⑪ 飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 ⑫ 飲料水、飲食物等の供給状況 ⑬ 相談窓口の設置状況 ⑭ 安定ヨウ素剤の予防服用等の実施に関する情報 ⑮ その他必要な広報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災行政無線（固定系） ② 広報車及び臨時広報紙 ③ インターネットでの情報提供 ④ コミュニティFM ⑤ マスメディアへの情報提供 ⑥ 災害記録等

第3節 住民等からの問い合わせに関する対応

1 相談窓口の設置

本市、総合対策部及び地区対策部は、国、県等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、既存の情報発信手段を活用するほか、必要に応じて専用電話を備えた窓口を設置する。

2 報道対応

原子力災害時においては、周辺住民に正確な情報が提供され、無用の混乱を避けることが必要である。そのため、本市は報道機関等への的確な情報提供が行われるように努める。

◆総合対策部は、国、県その他関係機関と連携して次の情報を提供する。

- ① 災害発生源情報
- ② 安否情報
- ③ 災害対策の状況
- ④ 関係機関の告知事項
- ⑤ 交通関連情報
- ⑥ その他必要な情報

◆報道発表は、原則時刻を定めて行うこととし、災害状況の変化等に応じその都度対応する。

◆総合対策部は、必要に応じて災害対策基本法第57条に基づき、テレビやラジオなどの放送事業者に対し情報の伝達を求める。

第9章 警備及び緊急輸送

第1節 警戒区域の設定

本市は、避難の勧告又は指示した区域について、必要に応じて警戒区域を設定するなど、勧告又は指示の実効を上げるために、関係機関と協力し必要な措置を行う。

1 警戒区域の設定等

建設対策部、消防対策部は、災害対策基本法第63条第1項に基づき、警戒区域を設定し、防災業務関係者を除き、同区域への立入制限・禁止又は同区域からの退去を命じる。

2 住民への周知

警戒区域を設定した時は、県警察と協力して広報車等により住民に対して周知を図る。

第2節 輸送手段の確保

総合対策部は、緊急輸送活動に必要な市保有車両の確保を行うとともに、必要に応じて関係機関へ輸送用としての車両や船舶等の提供の要請を行う。

第3節 緊急輸送の順位

本市、国、県その他関係機関は、緊急輸送を行う場合には、原則として次の順位で実施する。

第1順位	人命救助、救急活動に必要な輸送、現地対策本部合同会議等において対応方針を定めるメンバーの輸送
第2順位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3順位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4順位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5順位	その他災害応急対策のために必要な輸送

第4節 緊急輸送のための交通対策

- ◆県警察は、緊急輸送のための交通を確保するため、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ、被害の状況や緊急度、重要度を考慮して一般車両の通行を禁止・制限する等の交通規制を行う。
- ◆港湾対策部は、第三管区海上保安本部が必要に応じて行う船舶の交通制限又は禁止について、協力する。

第5節 治安の確保等

- ◆ 県警察、消防機関及び第三管区海上保安本部は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、治安の確保、火災の予防等に努める。
- ◆ 総合対策部は、治安当局が避難の勧告又は指示した区域及びその周辺において実施する治安の確保について協力する。